

# 奥州市(水沢区)市営浄化槽整備事業に関する実施方針



平成18年6月2日

岩手県奥州市

奥州市（水沢区）市営浄化槽整備事業に関する実施方針

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成 11 年法律第 117 号。以下「PFI 法」という。)第 5 条第 3 項の規定により、奥州市（水沢区）市営浄化槽整備事業に関する実施方針を公表する。

平成 18 年 6 月 2 日

奥州市長 相 原 正 明

特定事業の選定に関する事項

1 事業内容に関する事項

(1) 事業名 奥州市（水沢区）市営浄化槽整備事業

(2) 事業の目的

奥州市（以下「市」という。）は、市民への水洗化サービスの提供を確保するとともに、生活環境を改善し、かつ、公共用水域の水質の保全に資するため、水沢区内における奥州市営浄化槽条例（以下「条例」という。）第 3 条に定める区域（以下「整備区域」という。）において浄化槽を整備することとしている。本事業は、民間の資金、経営及び技術的能力を活用することにより、浄化槽の建設業務及び建設された浄化槽並びに寄付を受けた浄化槽の維持管理等業務の実施等を市財政の負担を軽減しながら効率的に実施するものである。

(3) 事業概要

ア 事業の内容

整備区域内を対象とした 1,200 基の浄化槽（浄化槽本体から 1 メートルまでの流入管渠及び放流管渠を含む。）建設業務の実施

本事業で建設された浄化槽の維持管理等業務の実施

整備区域内に既に設置された条例第 2 条第 2 号の規定による住宅所有者が所有する浄化槽のうち、市が寄付を受けた浄化槽と付帯設備の維持管理等業務の実施

その他本業務に関連する業務で、市長が別に定めるもの

イ 事業期間等

事業期間は、10 か年とする。PFI 法第 2 条第 5 項に規定する選定事業者（以下「PFI 事業者」という。）は、この間、浄化槽建設業務及び維持管理等業務を実施する。

建設工事期間は、上記期間のうち契約日（事業開始日）から 8 年間

とする。

11年目以降の維持管理等業務は、本事業とは別の事業とする。

#### ウ 事業の実施方法

浄化槽の設置を希望する者は、PFI事業者を經由して市長に対して浄化槽設置申請書を提出しなければならない。

市長がこれを受理・承認した場合は、設置申請者及びPFI事業者に通達書により通知するものとする。

前号により設置申請が承認された時は、PFI事業者は、速やかに当該設置申請者と浄化槽設置工事計画書により工事内容を協議し、設置工事契約を締結しなければならない。

設置申請者は、浄化槽の設置に必要な用地について、市に無償で貸し付けなければならない。

設置申請を承認された申請者は、浄化槽設置工事に着手するまでの間に、条例に定める分担金を納付するものとする。

PFI事業者は、市が提示した基本仕様に基づいて浄化槽の設置工事を、自らの責任により実施する。完成した浄化槽施設は、市による完了検査を受けなければならない。完成した浄化槽施設は、設置申請者所有の施設部分を除き、PFI事業者が所有する。

PFI事業者が所有する浄化槽については、市とPFI事業者との間において事業契約に基づく無償貸借契約を締結し、市は所有権を除く権利を保有する。

市は、PFI事業者に維持管理等業務を委託する。維持管理等業務の内容は、保守点検、清掃、浄化槽汚泥の運搬、修繕、法定検査業務等とする。

市は、PFI事業者が所有する浄化槽を買取る。買取りの時期は、原則として建設年度内に行うものとする。ただし、市における財源措置に関して特別の事由がある場合は、市は3年を限度に買取り期限を延期することがある。

市は、浄化槽買取事業を実施するにあたって、国（県）に対して交付金を申請するとともに必要財源の残余分（受益者負担分を除く。）については市債を発行して支払い財源とする。

設置申請者は、完成した浄化槽施設について、市の条例及び規則等に基づき、浄化槽使用料を納付するものとする。

市は、維持管理業務委託費をPFI事業者に毎年度四半期毎に支払うものとする。

市は、市民が整備区域内に設置した浄化槽の寄付を受け、市の浄化槽として管理することができる。この場合、市は、PFI事業者にそ

の維持管理等業務を委託する。

の設置工事費のうち、市の買取事業の対象外となる経費については、設置申請者の負担とする。

(4) 事業実施のスケジュール(予定)

|         |     |              |
|---------|-----|--------------|
| 平成 18 年 | 9 月 | 事業契約締結       |
| 平成 18 年 | 9 月 | 着工、完成後逐次管理開始 |
| 平成 26 年 | 3 月 | 全基数設置完了      |
| 平成 28 年 | 3 月 | 全事業完了        |

(5) 遵守すべき法令等

P F I 事業者は、この事業を実施するにあたって、浄化槽法（昭和 58 年法律第 43 号）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）、水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）、奥州市営浄化槽条例（平成 18 年市条例第 189 号）その他の関係法令等を遵守するものとする。

2 特定事業の選定及び公表に関する事項

(1) 選定の基準

市は、この事業を P F I 事業として実施することにより、財政資金の効率的活用が図られることが期待できる場合は、この事業を特定事業として選定する。

(2) 特定事業の選定基準

この事業を特定事業として選定するにあたっては、次の客観的評価を行い、評価の結果を公表する。

- ア コスト算出による定量的評価
- イ P F I 事業として実施することの定性的評価
- ウ 選定事業者に移転されるリスクの評価
- エ アからウまでに掲げる事項の総合的評価

(3) 公表の仕方

この事業を特定事業とした場合は、その結果を市の掲示板及びホームページ上で公表する。

P F I 事業者の募集及び選定に関する事項

1 募集及び選定の方針

この事業への参加を希望する民間事業者を広く公募し、事業の透明性及び公平性の確保に十分留意しながら事業者を選定する。選定方式は、事業提案、技術提案、価格提案等の内容を審査し、その評価の高い順に優先交渉者を決定する公募型プロポーザル方式によることとする。

## 2 募集及び選定の日程（予定）

- 平成 18 年 6 月中旬 特定事業の評価及び選定並びにこれらの結果の公表  
事業者募集要項の公表・配布  
説明会及び質問受付並びに質問回答書配布
- 平成 18 年 7 月中旬 提案書受付
- 平成 18 年 8 月上旬 事業予定者の決定  
事業提案の評価及び事業者の選定並びにこれらの結果の公表

## 3 応募者の参加資格要件

### (1) 組織形態

- ア 応募者は、単独の民間企業又は民間企業グループのいずれかとする。
- イ 応募者は、P F I 事業の契約に先立ち特別目的会社(以下「S P C」という。)を株式会社として設立することとする。
- ウ 民間企業グループは、その中の 1 社を代表企業として、本事業に係る応募及び事業実施の総括責任者を定めるものとする。

### (2) 応募者の構成

- 応募者の構成は、次のアからエまでの全ての要件を満たすものとする。
- ア 応募者の構成員のいずれかが、別途独立した応募者の構成員として重複して参加していないこと。
- イ 応募者の構成員の変更は認めない。ただし、特別の事由があると市長が認定した場合には、この限りではない。
- ウ 民間企業グループの構成員となった者は、他の民間企業グループの構成員になることはできないが、市と S P C との P F I 事業の契約締結後、選定されなかった応募者の構成員が、協力企業となることはできるものとする。
- エ 市とこの事業に関するアドバイザー契約を締結した企業(当該企業の指示により当該契約に関する業務を行う企業を含む。)及びその関連会社(親会社及び子会社を含む。)が、応募者の構成員として参加していないこと。

### (3) 欠格条項

- 次に該当する者は、応募者の構成員となることはできない。
- ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者
- イ 市の指名停止措置を受けている者
- ウ 最近1年間において、法人税、消費税及び地方消費税、法人事業税、地方税及び市に対する公租公課を滞納している者

#### (4) 業務執行能力及び財務能力

ア 本事業をPFI事業として効率的かつ効果的に実施できる経験及びノウハウを有していること、又は有している者を使用する財務能力及び管理能力を有していること。

イ 本事業を円滑に遂行するために必要な、健全で安定的な財務能力を有していること。

#### (5) 留意事項

ア 浄化槽の建設業務、維持管理等業務の実施にあたっては、法令に基づき一定の資格が必要であるが、応募時点で、応募者がその資格のすべてを取得している必要はない。この場合、応募者は、提案書において、必要な業務を他に請け負わせる等により、自らの責任において当該業務を遂行する能力があることを証明すること。

イ 代表民間企業の事業期間中のSPCへの出資割合は、50%を超えなければならない。

ウ PFI事業者は、事業契約締結後、速やかに本業務推進のための建設業務、維持管理等業務に係る基本的な業務分担表を市に提出し、着工までに市から承認を得るものとする。

エ PFI事業者は、PFI事業の趣旨を理解し、本事業を効率的かつ効果的に実現することが求められるものであり、募集要項では、浄化槽関係者にとどまらず、浄化槽分野以外の分野からの新規参加者を広く求めるものとする。

### 4 PFI事業者の選定

(1) 市長は、学識経験者等から構成される奥州市営浄化槽整備事業民間事業者活用検討委員会の意見を参考としながら、奥州市営浄化槽整備事業民間事業者審査選定委員会の審査に基づき、応募者に順位を付して選定する。

市長は、第1順位の応募者とこの事業の実施に係る契約（以下「PFI事業契約」という。）の内容に関する協議を行い、協議が整った場合は、当該応募者をこの事業を実施するPFI事業者として選定する。

(2) 第1順位の応募者との協議が整わなかった場合は、第2順位の応募者と協議を行い、協議が整った場合は、PFI事業者として選定する。

(3) 第2順位の応募者との協議が整わなかった場合は、事業者選定手続きをやり直すものとする。

### 5 審査結果の公表

審査結果の概要は、これを市のホームページに公表する。

## 6 著作権

提出書類に含まれる著作物の著作権は、市に帰属しないが、公表、展示その他市がこの事業に関し必要と認める用途に用いる場合は、市は応募者の承諾を得て、これを無償で使用することができるものとする。

### P F I事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

#### 1 基本的考え方

本事業における責任分担の考え方は、P F I事業者から低廉で質の高いサービスを安定的、継続的に提供されることを目指すため、適正にリスクを分担しようとするものである。

原則として、リスクを生じた原因者がそのリスクを負担することとする。

不可抗力、法令変更等で、市又はP F I事業者のいずれの責めにも帰すことのできない事由によるものについては、市とP F I事業者との役割分担及びリスクへの対応能力の観点からリスクを分担することとする。

本事業においては、その建設業務及び維持管理等業務についての責任はもっぱらP F I事業者側に帰すべきものとする。P F I事業者が設置した浄化槽の機能については、原則としてP F I事業者が性能を保証するものとする。

#### 2 予想されるリスクと責任分担

市とP F I事業者とのリスク分担は、原則として別紙1によることとし、具体的内容については、募集要項等において明示し、最終的には、P F I事業契約で明文化する。

#### 3 業務の監視

(1) 市は、P F I事業者が提供するサービス内容の確認及びP F I事業者の財務状況を把握するため、P F I事業者に対して定期的に業務状況の報告等を求めることができる。

(2) 市は、P F I事業者がP F I事業契約で定める仕様又は条件に違反した場合は、P F I事業者に対して改善措置を求めることができる。

報告及び改善措置の方法、内容等については、P F I事業契約で定める。

(3) 市は、P F I事業の執行状況その他契約内容の履行状況を監視するため、外部のコンサルタント等にその業務の一部を委託することができる。

### 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項

#### 1 浄化槽を整備すべき区域

水沢区内における条例第3条に定める区域（別紙2のとおり。）

## 2 施設の技術基準

浄化槽、関連管渠及び維持管理に関する技術基準は、国、岩手県等の技術基準を満たすものとする。

事業協定の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項

1 市とPFI事業者との間で締結するPFI事業契約の解釈について疑義が生じた場合は、市とPFI事業者とは、誠意をもって協議するものとする。

2 PFI事業契約に係る紛争を解決するための訴えは、市役所の所在地を管轄する次の裁判所に提起するものとする。

盛岡地方裁判所 岩手県盛岡市内丸9 - 1

事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

1 事業の継続が困難となる事由が発生した場合の措置

事業の継続が困難となる事由が発生した場合は、市及びPFI事業者は、その責任に応じて、必要な修復その他の措置を講じるものとする。事業の継続が困難となる事由、修復その他の措置としては、概ね次のように区分する。

| 事業の継続が困難となる事由   | 修復その他の措置                                       |
|---|--|
| (市に起因して発生した事由)<br>・買収事業の遅延<br>・維持管理等業務委託費支払の遅延                            | ・つなぎ融資のあっせん<br>・つなぎ融資のあっせん                     |
| (事業者に起因して発生した事由)<br>・目標設置基数の著しい未達<br>・目標維持管理水準の著しい未達<br>・住民との間で重大なトラブルの発生 | ・買取り価格の減額<br>・維持管理等業務委託費の減額<br>・市による対応、市への損害賠償 |
| (不可抗力事由)<br>・重大な天変地異  | ・両者で事業継続について協議                                 |

2 事業の継続が困難となった場合の措置

1の措置を講じたにもかかわらず、事業の継続が困難となった場合は、当該事業に係る資産の取扱いを含め、PFI事業契約の規定に従い、契約を解除す



る。

| 項目    | 資産の取扱い               |                       |
|-------|----------------------|-----------------------|
| 損害賠償金 | 市に起因して発生した場合         | 損害発生額を事業者へ            |
|       | 事業者に起因して発生した場合       | 損害発生額を市へ              |
|       | 不可抗力事由による場合          | 継続、打切りいずれの場合も、原則として無し |
| 資産の帰属 | 両者で協議（完成資産のみ市が引き継ぐ。） |                       |

## 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

### 1 法制上及び税制上の措置

P F I事業者が本事業を実施するにあたり、法令の改正等により、法制上又は税制上の措置が適用されることとなる場合は、それによることとする。

### 2 財政上及び金融上の支援

市は、P F I事業者が事業を実施するにあたり、財政上及び金融上の支援を受けることができる可能性がある場合は、これらの支援をP F I事業者が受けることができるよう努めるものとする。

### 3 その他の支援

市は、P F I事業者が事業を実施するにあたって必要な認可等に関し、必要に応じて協力を行うものとする。

## その他特定事業の実施に関し必要な事項

### 1 債務負担行為等

市は、この事業に関して、P F I事業者からの買取事業の予算確保、債務負担行為の設定等必要な事項について措置する。

### 2 応募に要する費用の負担

本事業の応募に要する費用については、応募者の負担とする。

### 3 実施方針に関する説明会

市は、実施方針に関する説明会を、次のとおり開催する。

開催日時 平成 18 年 6 月 6 日 午後 2 時 30 分から  
 開催場所 奥州市役所 3 階 講堂  
 岩手県奥州市水沢区大手町一丁目 1 番地  
 申込方法 別紙 3 の書式により、電子メール又は FAX で送付するか、当日  
 に持参すること。  
 メールアドレス： : gesui-mi@city.oshu.iwate.jp  
 FAX : 0197 - 23 - 5240  
 \* 出席者は、1 社 2 名以内とする。

#### 4 意見・質問の受付

この実施方針に関する意見・質問のある場合は、別紙 4 の様式に基づき、実施方針に関する意見書・質問書を、電子メール、郵送又は持参により、次表に掲げる期間内に、5 の連絡先に提出すること。(FAX は受け付けない。)

質問については、原則として公表するものとし、その回答については、ホームページ上で公表する。

|       |   |
|-------|---|
| 電子メール | 平成 18 年 6 月 5 日から 6 月 12 日の午後 4 時まで   |
| 郵便    | 平成 18 年 6 月 5 日から 6 月 12 日 (必着) まで  |
| 持参    | 平成 18 年 6 月 5 日から 6 月 12 日まで(土日祝祭日を除く。)の午前 9 時から午前 11 時 30 分まで及び午後 1 時 30 分から午後 4 時まで |

#### 5 連絡先

〒023 - 8501  
 岩手県奥州市水沢区大手町一丁目 1 番地  
 奥州市水沢総合支所下水道課  
 電話 : 0197 - 24 - 2111  
 メールアドレス : gesui-mi@city.oshu.iwate.jp

- 別紙 1 市と P F I 事業者 ( S P C ) のリスク分担の基本的な考え方
- 別紙 2 奥州市 ( 水沢区 ) 市営浄化槽整備区域図
- 別紙 3 実施方針説明会参加申込書
- 別紙 4 実施方針に関する意見書・質問書